

利根町附属機関等の会議の公開に関する基準新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条から第7条まで省略</p>	<p>第1条から第7条まで省略 <u>(会議資料の配布等)</u></p> <p>第8条 <u>所管課長は、会議資料（非開示情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に配布し、又は閲覧により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>会議資料が著しく大量であるときは、議題の内容等を取りまとめた資料又は抜粋した資料を閲覧に供することにより配布に代えることができる。</u></p> <p><u>(会議録の作成)</u></p> <p>第9条 <u>所管課長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録（別記様式2）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議の内容については、特に詳細な記録が必要である場合を除き、要点筆記によるものとする。</u></p> <p><u>(会議録等の公表)</u></p> <p>第10条 <u>所管課長は、会議終了後、遅滞なく前条の規定により作成した会議録及び会議資料を町公式ホームページへの掲載又は所管課等の窓口での供覧により公表するものとする。</u></p>

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第8条 (略)

(補則)

第9条 (略)

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第11条 (略)

(補則)

第12条 (略)

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。